

暮らしの中の男女共同参画

変わる！女性の働き方

働き方について考える

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。こうしたことから、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。そこで、今回は「働き方」にスポットを当て、様々な角度から考えてみます。

男女共同参画社会の実現に向けて

女性が働き続けられる環境を整えるための法律が整備され、ワークライフバランスやダイバーシティが必要と認識されつつあります。しかし、2017年版世界男女格差指数では、日本は144か国中114位と、過去最低となりました。これは、「健康(1位)」、「教育(76位)」と比較し、「政治(123位)」、「経済(114位)」の分野の男女間の格差が特に大きいことが要因の一つと考えられます。女性にとって働きやすい環境づくりは、男性にとっても働きやすい社会となるのではないのでしょうか。活躍したいと希望するすべての女性が、個性と能力を發揮できる社会となるためには、職場だけでなく、家庭や地域の中でも性別にとらわれない役割分担をしていくことが、男女共同参画社会の実現につながります。

家庭での働き方

家事、育児、介護など、家庭内で行うべき事はたくさんありますが、その中で役割が固定されていませんか。例えば夫婦間でどちらか一方だけが、「いろいろと忙しいのにはんを作らなきゃ」と慌てるのではなく、「これは私、それはあなた」というように、生活に合わせてその都度相談し、分担できることもあります。

自分ができないからと一方的に頼むのではなく、一緒にやる、得意分野で分担するなど、協力しながら取り組むことで、家庭での働き方が変わってくるのではないのでしょうか。

地域での働き方

地域活動の中で活躍している女性はたくさんいるのに、運営の中心となる「代表は男性が行うもの」と思う方が多いのはどうしてでしょうか。

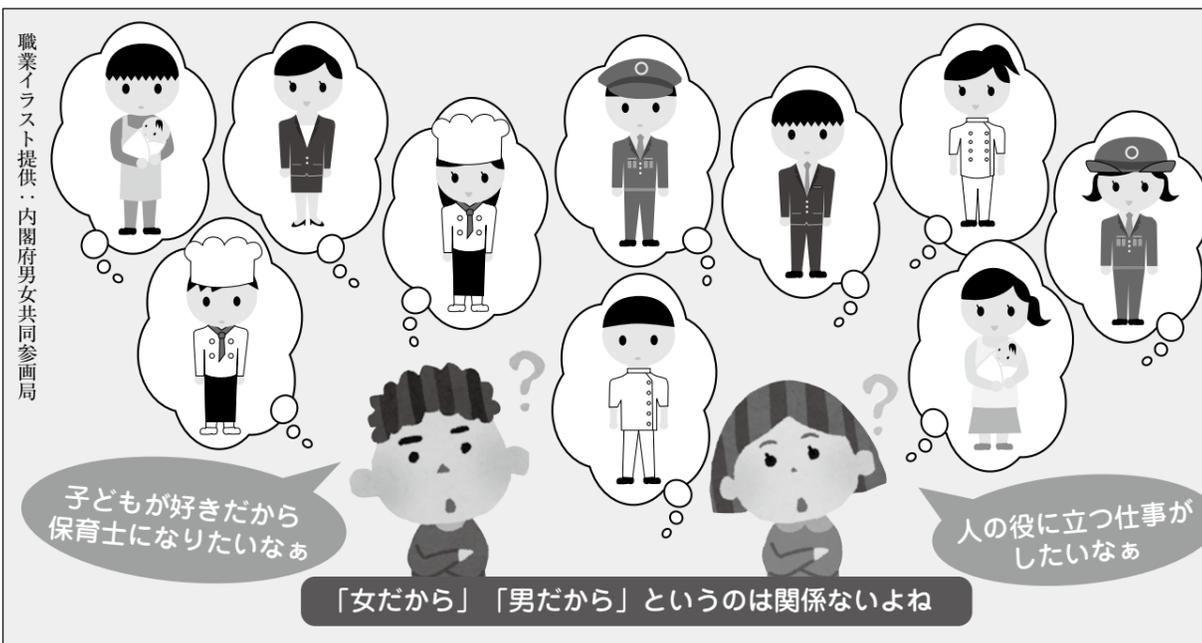
職場での働き方

一方で、男性の参加が多い防犯ボランティアや消防団員などでは、全国的に見ると少しずつですが女性の参加が増えてきています。

ある企業では、女性社員の頑張りが評価され、会社としてもいいサイクルとなり、男女ともに働きやすい環境が促進されたという事例もあるようです。男性の育児休暇の取得や長時間労働の見直しなど、法整備により様々な勤務形態が整備されつつある現状で、自分のライフスタイルに合った働き方を考えてみてください。

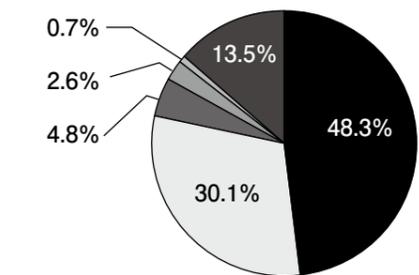
※ワークライフバランス：仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
※ダイバーシティ：多様性。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言う。

どんな仕事があるのかな？



桶川市男女共同参画 市民意識調査より (抜粋)

女性の働き方について、望ましいと思うのはどれですか



- 子どもができたなら仕事を辞め、子どもに手がからなくなったら再び仕事をする
- 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける
- 子どもができるまでは仕事を続け、子どもができたなら仕事を辞める
- 結婚するまでは仕事を続け、結婚したら辞める
- 仕事は持たない
- その他

男で○(まる)、女で○(まる)、共同作業で◎(にじゅうまる) ※

働き方について男女共同参画の視点からみると、家庭や地域、職場だけでも様々です。

「女だから」「男だから」という固定観念にとらわれず、男女が対等なパートナーとして協力し、喜びや責任を分かち合うことが、男女がともに輝ける社会につながります。これからは、ぜひ様々な場面で「男女共同参画」について考えてみてください。

市では、毎年「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画セミナー」を開催しています。また、男女共同参画に関する見識を深めていただくために、研修会への交通費を助成する制度などもあります。この機会に男女共同参画について、皆さんと一緒に学び、暮らしの中で実践してみませんか。

※「男で○(まる)、女で○(まる)、共同作業で◎(にじゅうまる)」：平成29年度の男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)のキャッチフレーズ

活躍する女性に聞いてみました!



司法書士として活躍されている井口鈴子さんにお話を聞きました。井口さんは、27歳の時、埼玉県で20名いる司法書士の中で4番目の女性司法書士として市内で開業し、多方面で活躍され、現在に至ります。

◎ 司法書士を目指したきっかけは何ですか?

▲ 会社では男性が優遇される時代だったので何か資格を取れば、男女平等に働けると思ったからです。

◎ 新人司法書士時代に男女間格差を感じたことはありましたか?

▲ 特に感じたことはありませんでした。当時は、女性の司法書士が少なかったため、依頼者や相談者からは覚えてもらいやすかったです。

◎ 「司法書士」という仕事について

▲ 自分は「人間が好き」だから、この仕事が好きです。定年がないのもよいのですが、人と人とのつながりが自分を豊かにしてくれて、それが結果的に相談者や依頼者に還元できていると思います。

◎ 活躍したいと思っている女性へのメッセージをお願いします。

▲ 自分が何をやりたいのかをよく考えてもらいたいです。それが見つかったら、とことんやりぬいてほしいと思います。そういう意味で法律が整備され、活用されていくことを願います。

女性相談 ～フェミニストカウンセリング～

女性としての様々な悩み・・・仕事や職場、夫婦や子ども、友人や自分自身など、誰にも話せなかった悩みを話してみませんか? 県外の女性相談専門のカウンセラーが相談をお受けします。
相談日時▶毎月第2・4月曜日(原則) ※予約制 10:00~12:00、13:00~16:00 相談時間は一人50分
相談場所▶市役所仮設庁舎相談室 ※5月の相談から新庁舎で行う予定です。

アソシエを知っていますか?

アソシエは、男女共同参画社会の実現を目指して、学習、交流をするための場所です。ぜひ、一人でもお気軽にご利用ください。
場所▶さくらフレンド内(東中学校裏にある勤労青少年ホームの中です)
開設時間▶9:00~21:30(原則)
広さ▶約23㎡(10人程度の利用は十分可能です)
利用方法▶予約は不要です。
その他▶貸し出し用の男女共同参画に関する書籍などもありますのでご利用ください。
※5月7日(月)から新庁舎2階に移転予定です。

作成協力▶桶川市男女共同参画情報

詳しくは▶人権・男女共同参画課

市県民税の申告のご案内

2月21日(水)から、市県民税の申告の受付を行います。市県民税の申告内容は、課税(非課税)証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。昨年度、市県民税の申告をした人へは、1月下旬に市県民税の申告書を送付しています。3月15日(木)までに申告してください。確定申告(還付申告)の日程および必要書類の詳細は、広報1月号をご覧ください。

詳しくは **口税務課**

●申告が必要な人

平成30年1月1日現在、市内に住所がある人は、申告が必要です。

▼平成29年中の収入がなかった人も申告をする必要があります。

▼ただし、次の①～③に該当する人は、申告の必要がありません。

①所得税の確定申告(還付申告を含む)をする人

②勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人、または、収入が公的年金のみの人(源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する場合は、申告が必要です)

③昨年の収入がなく、市内に住む家族・親族の扶養になっっている人

▼年金収入が40万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の人で、確定申告が不要の人でも、年金天引き以外の追加の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除など)がある人は、市県民税の申告が必要です。

▼給与もしくは年金を受けている人で、他の所得が20万円以下の確定申告が不要の人

でも市県民税の申告は必要です。経費がある人は合わせて申告してください。

●申告に必要なもの

・市県民税申告書(申告会場にもあります)
・印鑑(認印可)

・平成29年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの(源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など)

・各種控除を証明できるもの(平成29年中に支払った領収書や証明書など)

(例)国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。障害者控除を申告する人は障害者手帳や認定書など。医療費控除もしくはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申請する人は明細書。

※医療費の領収書が提出不要となり、代わりに明細書の添付が必要となりました。

・個人番号確認書類および身元確認書類(控除対象配偶者および扶養親族の人の個人番号も記載が必要となりますので、それぞれの人の個人番号確認書類をお持ちください)

●郵送での提出をおすすめします

申告会場は大変混み合います。申告書を記入した人は郵送での提出をおすすめします。記入漏れがないことを確認し、押印のうえ各種控除を証明できるもの(写し可)を同封して郵送してください。扶養家族の記入漏れや各種控除を証明できるものがない場合、所得、控除を修正させていただく場合があります。また、資料は返却しませんのでご注意ください。

※電話で記入内容について確認する場合があります。電話番号を必ず記入してください。

送付先 〒363-8501 住所記入不要

桶川市役所税務課市県民税担当

●「市県民税申告会場」での申告受付

申告はなるべく指定された受付日にお越しください。申告会場に申告に来られない場合は、3月6日(火)～15日(木)(土・日を除く)の間、市役所税務課で受け付けます。

受付日	対象地区	受付会場
2月	21日(水)	東公民館 (未広 2-8-29)
	22日(木)	
	23日(金)	
	26日(月)	
28日(水)	鴨川・泉	市役所分庁舎 (上日出谷 936-1)
3月	1日(木)	
	2日(金)	
5日(月)	川田谷	

受付時間▶
午前9時～11時・午後1時～3時30分
※期間中は、市役所税務課では受け付けません。
※上記受付日以外は、受付会場に税務課職員がいないため、受け付けできません。
※毎年、申告初日や午前中は会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けて来場してください。
※駐車場は限りがあります。公共交通機関を利用してください。

お詫びと訂正

広報1月号と同時配布した「医療費控除の明細書」の2医療費(上記1以外)の明細の(3)医療費の区分中に誤りがありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。
⑩「医薬品購入」 ⑪「医療品購入」 ※配布済みの明細書は、そのまま使用できません。